

**神奈川県障害者支援施設等に準ずる者のうち
共同受注窓口業務を行う者に係る認定基準取扱要領**

(目的)

第1条 この要領は、神奈川県障害者支援施設等に準ずる者の認定基準（以下「認定基準」という。）に定めるもののうち、認定基準第2条第1項第1号に規定する共同受注窓口業務を行う者に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請に必要な書類)

第2条 認定基準第3条に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款またはこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営方法等を定めたもの）
- (2) 直近の活動実績（業務を開始してから1年以上経過している場合は、直近1年間の実績、1年未満の場合は、業務開始以降の実績すべて）
- (3) 受注業務をあっせん又は仲介する障害者就労施設一覧（別紙）

(現況確認)

第3条 障害福祉課長は、認定団体の現況を把握するため、認定基準第9条の規定に基づき、次の各号に定めるもののほかその他必要な事項について、毎年4月末までに報告を求めるものとする。

- (1) 定款またはこれに代わるもの（規約その他団体の目的、組織及び運営方法等を定めたもの）
- (2) 前年度の活動実績
- (3) 受注業務をあっせん又は仲介する障害者就労施設一覧（4月1日現在）

附 則

この要領は、平成26年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。